

火長 林椿^③

管船直庫 麻加尼

梢水共に一百二十名

正徳四年（一五〇九）八月十八日

右の執照は正使勿頓之玖、通事梁敏等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

注（1）梁敏 久米村具江梁氏（亀嶋家）（『家譜（二）』七五六頁）。

（2）蔡樟 久米村蔡氏（儀間家）五世（『家譜（二）』二五二頁）。

（3）林椿 久米村林氏（名嘉山家）四世（『家譜（二）』九二〇頁）。

1-42-03

琉球国中山王尚真の、佳満度等を満刺加国へ遣わす執照

（二五〇九、八、一八）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便
と為す。此の為に今、正使佳満度・通事高賢等を遣わし、康字号
海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、満刺加国の出産の地面
に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め
下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ擧りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到处の官司の

盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字一百七十四号
半印勘合執照を給して正使佳満度等に付し、収執して前去せしむ。
如し^も経過の関津把隘の去^と処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、
即便に放行し、留難して困つて遅悞して便ならざるを得しむる母
れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 佳満度

副使二員 麻寧球 吾刺每

通事二員 高賢 高賀

火長 梁実

管船直庫 麻勃他

梢水共に一百五十名

正徳四年（一五〇九）八月十八日

右の執照は正使佳満度・通事高賢等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

1-42-04

琉球国中山王の、鄭玖等を暹羅等の国へ遣わす執照

（二五〇九、一〇、九）

琉球国中山王、^{げん}見に進貢の事の為にす。

今照らすに、本国は貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に

今、正使正議大夫鄭玖・使者馬沙皆・通事鄭昊等を遣わし、信字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して応に大明天朝に進貢するに備うべし。

所_よ扱_りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字一百七十五号半印勘合執照を給して正使鄭玖等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去_と処_と及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使正議大夫一員 鄭玖

副使一員 馬沙皆

又、副使一員 梁夔

都通事一員 鄭昊

副通事一員 梁俊

管船直庫 烏是

梢水共に一百五十名

正徳四年（一五〇九）十月初九日

右の執照は正使正議大夫鄭玖・都通事鄭昊等に付し、此れに

准ぜしむ

進貢等の
事 執照

注*同年月の安南国あての執照があり、(四二一〇五) 総注を参照。

1-42-05

琉球国中山王の、鄭玖等を安南国へ遣わす執照

(一五〇九、一〇、九)

琉球国中山王、礼儀を奉謝する事の為にす。

今、特に正使正議大夫鄭玖・副使馬沙皆・通事鄭昊等を遣わし、咨文一道を齎捧し、及び信字号海船一隻に坐駕し、硫黄一万斤、鍍金銅結束青皮兼線穿鉄甲一付・金結束金竜靶黒漆鞘腰刀二把・鍍金結束鍍金事件腰刀六把・鍍金結束螺鈿靶紅漆鞘衣刀二把・鍍金銅結束螺鈿靶黒漆鞘鎗二把・桑木弓四張・貼金竿鷹毛翎箭一百二十茎・各色嫩夏布一百匹・生鉄二千斤を装載し、安南国に赴き万寿大王殿下に進謝せしむ。

所_よ扱_りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字一百七十六号半印勘合執照を給して正使正議大夫鄭玖等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去_と処_と及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使正議大夫一員 鄭玖